

# 野村望東尼没後150年記念事業補助金交付要綱

平成28年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、野村望東尼150回忌記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する野村望東尼没後150年記念事業（以下「事業」という。）に対し、経費を補助することについて必要な事項を定める。

(補助金の対象)

第2条 市長は、予算の範囲内において、実行委員会が行う事業に要する経費につき補助する。

(補助金の交付の申請)

第3条 実行委員会は、前条の補助金の交付を申請しようとするときは、野村望東尼没後150年記念事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により実行委員会に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の追加・変更等による補助金の変更交付申請)

第5条 実行委員会は、事業の追加もしくは変更等により補助金変更交付を申請しようとするときは、野村望東尼没後150年記念事業補助金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により実行委員会に通知する。

(実績報告)

第6条 実行委員会は、事業を完了したときは、速やかに野村望東尼没後150年記念事業補助金実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第6号様式）により、実行委員会に通知する。

(補助金の交付)

第8条 前条の補助金の額の確定通知を受けた実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、野村望東尼没後150年記念事業補助金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は必要があると認めるときは、第4条第1項及び第5条第2項の規定により通知した補助金の額の範囲内で、概算払の方法で補助金を交付することができる。

3 前項の規定により補助金を概算払の方法によりその交付を受けようとするとき、実行委員会は、野村望東尼没後150年記念事業補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第9条 補助金の交付を受けた実行委員会は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第10条 実行委員会は、事業の実施状況及び事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係経費を整備し、5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、実行委員会に対し、事業の報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の実施状況を検査し、又は事業の実施上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第12条 市長は、実行委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、実行委員会に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、実行委員会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に額を超える補助金が概算払により交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

野村望東尼没後150年記念事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）防府市長

（申請者）住 所

団 体 名

代 表 者 名

野村望東尼没後150年記念事業を下記のとおり実施しますので、野村望東尼没後150年記念事業補助交付要綱第3条の規定に基づき申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

（1）収支予算書

（2）事業計画書

（3）その他

第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

野村望東尼没後150年記念事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、野村望東尼没後150年記念事業補助金については、下記のとおり交付決定したので、野村望東尼没後150年記念事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 条件等

第3号様式（第5条関係）

野村望東尼没後150年記念事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）防府市長

（申請者）住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた野村望東尼没後150年記念事業補助金について、下記のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1	事業金額	金	円
	既交付決定金額	金	円
	今回交付申請金額	金	円

2 事業目的

3 変更理由

4 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

第4号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

野村望東尼没後150年記念事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった、野村望東尼没後150年記念事業補助金については、下記のとおり交付決定したので、野村望東尼没後150年記念事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

第5号様式（第6条関係）

野村望東尼没後150年記念事業補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）防府市長

（申請者）住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知に基づき、下記  
のとおり事業を実施したので、野村望東尼没後150年記念事業補助金交付要  
綱第6条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他関係書類

第6号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

野村望東尼没後150年記念事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった、野村望東尼没後150年記念事業補助金について、野村望東尼没後150年記念事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の額を確定したので通知します。

記

- |   |          |       |   |
|---|----------|-------|---|
| 1 | 補助金交付確定額 | 金     | 円 |
| 2 | うち概算払交付額 | 金     | 円 |
| 3 | 返還命令額    | 金     | 円 |
| 4 | 返還期限     | 年 月 日 |   |

第7号様式（第8条関係）

野村望東尼没後150年記念事業補助金請求書

年 月 日

（あて先）防府市長

（申請者）住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった補助金について、  
野村望東尼没後150年記念事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づ  
き、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振 込 先 銀 行 名

口座名義

口座番号

第8号様式（第8条関係）

野村望東尼没後150年記念事業補助金概算払請求書

年 月 日

（あて先）防府市長

（申請者）住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの補助金  
について、野村望東尼没後150年記念事業補助金交付要綱第8条第3項の規  
定に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振 込 先 銀 行 名

口座名義

口座番号